

the United States と「合衆國」

——中西言語文化接触の視点から——

千葉謙悟

0) はじめに

The United States of America は現在の日本において「アメリカ合衆国」と訳され、中国においても「亞美利加合衆國」と表記される⁽¹⁾。しかし、「合衆国」という訳語は The United States の正確な翻訳借用とは言いがたいように見える。

この問題については本多勝一1970:316に指摘があり、同文末尾に引く広田栄太郎の文章では「裨治文 (E. C. BRIDGMAN) に「亞美利駕合衆國志略」(一八四六) という著があります。これから見ると、「合衆国」という語は中国出来のようです…直訳というよりは、合衆共治国 (= 共和国) の略と考えられる意識でしょう」という。また、齋藤毅1971:12では「…合衆国ということばは、世間で言われているような the United States の直訳語ではなく、むしろ民主政体、共和政体の国を意味することばであると解するものである」という。

また、「合衆」が「連邦」の意味を持つ可能性に対しては「…合衆というのは、君主無くして衆庶がみずから政治を行うことであり、それは必然的に議会制度を持つ会治国であり、選挙によって選ばれる会主一大統領によって統治される共和制国家ということになる。合衆ということばが直ちに連合を意味するのではなく、合衆政体の国なるが故に、必然的に連邦制国家となるのである」(齋藤1971:11-12) として否定する。

しかし、ここでは2つの問題がある。まず第一に広田文で「合衆」の出典として指摘されているブリッジマン『亞美利駕合衆國志略』(1846) という文献の存在である。中国語学では、『亞美利駕合衆國志略』の元となった『美理哥合省國志略』(1838) について増補あるいは改訂版として複数のバージョンの存在が知られており、これへの検討が欠けていることを指摘せねばならない。後述するように、『美理哥合省國志略』のバージョンの検討は「合衆」なる語の初出を探る上で欠かせないからである。

第二に、「合衆」とは本当に「共和政体」の意味なのであろうか。齋藤説に従うとすれば、「合衆」ははじめ選挙制に基づく共和制を意味していたが、次第に連邦制を表すように意味が移動ないし拡大していったということになる。「合衆」は本当にこのような訳語史を持つのであろうか。さらに言えば、先行する二論文では「合衆」なる語の初出が示されておらず、この問題に対する

議論が尽くされていない憾みがある⁽²⁾。

本稿では以上のような問題意識から United States に対する「合衆」なる語の初出及び成立史を再考察し、東西および日中言語文化接触の一端を検討したい。

1) 「合衆」とはなにか

1-1) 「合衆」=共和制か

「合衆」という語は「合衆國」と用いられるのが普通である。しかし一方で「合衆諸邦」「合衆民人」など、「国」以外の要素と結合して複合語を形成することもあった。また、「合衆」のみで「合衆国」を指すことのできる例として以下のような記述もある。

合衆（又名花旗）在亞美理駕之中緯線、自赤道二十五度起至四十九度止、經線自中華北京偏東百有九度起至偏西四百七十三度止。
（禕理哲 (R. Q. Way) 『地球説略』1856)

本節では、まず最初に「合衆」とは何を意味するのかという問題を検討したい。

「合衆」とは共和制の意味なのであろうか。文字列のみからでは「衆を合する」ないしは「合した衆」と読むことができ、共和制の基礎となる選挙制をイメージできるという⁽³⁾。「合衆」=共和制であるならば、19世紀前半の中国語文献における共和制の描写において「合衆」またはそれに近い文字列を検し得るのであろうか。

そこで、まず中国側の主要な文献において共和制がどのように描写されているのかを検討したい。共和制とは何かという問題が存在するが、ここではこれまでの中国にはなかった一大特徴—市民による選挙制—とそれに関連する部分を取り上げることとする。

1-2) 共和制に関する記述

本稿が対象とする19世紀前半において共和政体をとる国は複数あるが、ここではアメリカ合衆国に関する記述をとりあげた。(英単語は筆者による。引用文中における括弧内の文章は割注)

…每省良民立公會、自選人才忠烈縉紳代庶民政事修舉、然統理國會與列邦首領之主、而治國綱紀、首領主在位四年遂退、儻民仰望之、歎聲載道、復任四年。百姓之所悦、思能辨衆、便超舉爲官、該國無爵、民齊平等。

(郭実獵 (K.F.A.Gützlaff) 等編『東西洋考毎月統記傳』1837年6月)

因無國王、遂設勃列西領 (president) 一人、綜理全國兵刑・賦稅・官吏黜陟。然軍國重事關繫外部和戰者、必與西業 (senate) 會議而後行。設所見不同、則三占從二。…定例勃列西領

以四年爲一任、期滿更代。如綜理允協、通國悅服、亦有最留一任者、總無世襲終身之事。至公舉之例、先由各部落人民公舉、曰依力多 (elect)。 (林則徐『四洲志』1841)

至于朝綱、不設君位、國人各立官長、司理政事班次、首領正副、權理國政、四載一舉、周而復轉 (瑪吉士 (Marques)『新釋地理備考』1847、卷9)

An English and Chinese Dictionary 1847-48: REPUBLIC 公共之政治、舉衆政治之國

每國正統領一、副統領佐之 (副統領有一員者、有複員者) 以四年爲任滿 (亦有一年二年一易者) 集部衆議之、衆皆曰賢、則再留四年 (八年之後不准再留) 否則…各以所推書姓名投匭中、畢則啓匭視所推獨多者立之。 (徐繼畲『瀛環志略』1848、卷9)

『英華字典』1866-69: Republic 衆政之邦、衆政之國、公共之政

以上から、共和制つまり選挙制の描写において、「合衆」またはそれに近い文字列を見いだすことはできなかった。従って「合衆」が共和制と直接的に関連ある語であるとはいいがたいと思われる。

2) 「合衆國」とはなにか

2-1) ブリッジマンと『美理哥合省國志略』

19世紀前半において The United States はどのように訳され、「合衆國」なる訳語はいかにして発生したのであろうか。これには鴉片戦争以前の中国語文献に目を向けなければならないが、この時期の訳語について大きな影響力を持ったのがプロテスタント宣教師たちの著作である。

1807年に来華した初のプロテスタント宣教師ロバート・モリソン (Robert Morrison、馬禮遜) 以来、宣教師たちは中国へ世界地理の知識を紹介することに積極的であった。アメリカの紹介もその一環である。そしてこの時期アメリカについて最もまとまった記述を残したのはブリッジマン『美理哥合省國志略』(1838) であった。

エリヤ・コールマン・ブリッジマン (E. C. Bridgman、1801-1861) は中国名を高理文または裨治文という。アメリカ人初の来華プロテスタント宣教師である。伝道に従事する傍ら、Chinese Repository の編集長の地位にあった。アメリカと中国の望廈条約 (1844) 締結の際にはアメリカ側の通訳をピーター・パーカー (Peter Parker、伯駕) と共につとめている。こうした経歴から、ブリッジマンが「合衆」の訳語成立について鍵を握る人物であることが予想される。以後は彼の著作である『美理哥合省國志略』と望廈条約締結前の状況に言及し、「合衆」の語誌をさらに検討

したい。

2-2) 『美理哥合省國志略』の版本

『亞美理駕合衆國志略』2冊27巻は Wylie1867:70によれば『美理哥合省國志略』の改訂版として1844年に出版されている。『亞美理駕合衆國志略』の版本について触れる文献はいずれも所蔵する機関を記しておらず、おそらくすべてこのワイリーの記述を元に行っているといつてよい。ワイリーは最初の版本である『美理哥合省國志略』を紹介する際すべての章名を挙げ、また『聯邦志略』についても同じくすべての章名を記している。しかし『亞美理駕合衆國志略』については書名を挙げて改訂されたと述べるにとどまる。『亞美理駕合衆國志略』が存在するのかどうかについて確定的なことは言えないが、この時の改訂はあったとしても大規模ではなかったであろう。大規模な改訂版としては、1861年に上海の墨海書館より出版された、『大美聯邦志略』がある。

『亞美理駕合衆國志略』について、王家儉1969:16ではタイトルを『亞美理格合衆國志略』として、1838年版の一部を再版したものであるとする。一方、顧長声1985:32では1844年に香港で『亞墨理格合省國志略』が出版されたと記している。また、楊玉聖1995:6では『亞美理格合省國志』に作る。呉義雄2000:426では『亞美利格合衆國志略』とし、1838年版の重刊であるとする。これらの記述から、おそらく1844年に重版ないしは改訂版が出されたことは確かであろう。この版本に「合衆」の語が用いられていたとしても、「合衆」なる語の初出は後述する1844年の初出例を遡るものでないことも確認できる。

他の版本についていえば、1846年にも広州で『亞美利駕合衆國志略』不分巻として重版されているというが、これについて諸家の間に相違はない。いずれにしても「合衆國」の初出を更新するものではないことが分かる。

以上から、この文献が二度の改訂（一度目は単なる重版かもしれないが）を経ていることは確かであり、書名は「合省國」（1838）→「合省國（合衆國）」（1844）→「合衆國」（1846）→「聯邦」（1861）と変化している。本書の英語名は Wylie1867:70によると“Brief Geographical History of the United States of America”であるから、いずれも the United States の訳語であることに変わりないはずである。「合省國」は明らかに聯邦の意味を持つ。『聯邦志略』の「聯邦」はいうまでもない。ここで「合衆國」だけが唐突に共和制を意味するのであろうか。「合衆國」が共和制ではなく、連邦制を表すということがさらに明確になったといえるだろう。

3) 「合衆國」の初出

「合衆國」という語は先行論文に指摘するように中国において創造されたものである。ここでは日中それぞれの初出を簡単に検討し、中国側資料に現れた「合衆國」＝連邦制の論拠を指摘しておきたい。

日本での「合衆國」の初出は本多1970:317に載せる広田文によると「嘉永元年（一八四八）の風説書の類」であるが、未見である。管見の限りで『大日本古文書 幕末外国関係文書之一』嘉永6年（1853）6月3日の記事に見える。（括弧内は筆者注）

六月三日未上刻頃、異國船渡來之注進有之二付…應接左之通。

（浦賀奉行與力・中島）三郎助

船ハ何國之船ニテ、何等之譯有之、当港ヘハ渡來候哉

（オランダ語を解する米船船員）ホットメン

船ハ北亞墨利加合衆國の船ニテ、本國都府華盛頓ヨリ、大統領ヨリ日本國帝ヘ呈候

書翰所持いたし候⁽⁴⁾

（変体仮名は通用の仮名に置き換えた）

また、同年の大統領フィルモアによる対日国書の漢文正本やペリー書簡の漢文正本、およびそれらのオランダ文副本の和解にも用いられている。

一方で、中国における初出は現在までのところ『籌辦夷務始末 道光朝』巻71・道光24年（1844）正月に載せる護理兩広総督・広東巡撫の程喬采の上奏文に認められる⁽⁵⁾。「合衆國」という語が中国において創造され、日本に先駆けて用いられていたものであることは確実といえよう。

由領事福士稟請進見、投遞夷文。査閱譯漢、内開伊奉本國正統領派爲亞墨理駕合衆國全權公使善定事宜大臣、前來與中華大臣商議兩國國民人相交章程、立定和好條約⁽⁶⁾。

興味を引かれるのは、この上奏の続きにおいて「合衆國」という命名の由来が述べられていることである。程喬采の上奏文において、「合衆國」は以下のように解説されていた。

…夷文内所稱亞墨理駕、即咪喇啞之轉音。該國係二十六處爲一國、故有合衆國之名。所稱正統領、即其國主。

程喬采は広州のアメリカ領事フォーブスから米中の条約締結のため全權公使カッシングが来ることを知らされ、もたらされる予定の国書を急ぎ抄録して奏上したのである。ここから、「合衆國」の由来について共和制に関する叙述がなく、26州（当時）が連邦を形成していることを述べるのみであることが看取されよう。「合衆國」が連邦制を表すさらなる証左である。これ以後も「合衆國」の称は『籌辦夷務始末』の中でしばしば用いられた。そしてこの語は、米中初の条約である望廈条約の漢文正文中においても the United States の訳語として正式に使用されたのであった。

4) 「合衆國」の語構成

「合衆國」の語が対外的に公式に用いられたのは望廈条約(1844)が最初である。条約本文では「大亞墨利駕合衆國」という語が United States of America の訳語、正式の国号として用いられている。公文書での用例は後世に対して大きな影響力を持つが⁽⁷⁾、ここでの使用例が中国における「合衆國」の定着を有利に進めた可能性は否定できないであろう。

ここで興味深い記述がある。在華西洋人の間で広く読まれていた月刊誌 Chinese Repository に掲載された望廈条約についての記述のうち、The United States の訳語について述べる部分である。該当する1845年1月号の記事には以下のような記述がある。(下線は筆者)

The translator⁷⁷ of the second treaty, in a note, has the following remarks: “in the 34 articles, the United States are designated as the Hoh Chung Kwoh, the literal meaning of which characters is either, “the united all nation” or “the union of all nations”, they do not, however, in any sense express the “United States”. Throughout the treaty, when wishing to point out other nations, the character *kwoh* is used, meaning a nation; which character is also used in the English treaty, when designating as a nation, being the same as the last character of the national designation of the United States of America. In the 34th article the character *kwoh* is used to express each state.” (“Chinese Repository” 1845 Jan. ART. VIII p.55)

ある注記において、第二の条約(望廈条約)の通訳は以下のように述べている。「34箇条の条文において united states は “Hoh Chung Kwoh (合衆國)” と訳された。文字通りの意味は「連合したあらゆる国」あるいは「全国家の連合体」である。しかし、これはどんな意味であれ United States を表現してはいない。条約全文を通じ、他国を指示したい時は nation を意味する “kwoh (國)” を用いた。この字はイギリスの条約(南京条約)においても、ある国家を指し示す時に用いられたが、これは United States of America という国号を表す最後の漢字と同じであった。一方、第34条において “kwoh (國)” という字は各 state を表すために用いられたのである」

「合衆國」が “the united all nation” “the union of all nations” であるということは、この語の創造当初は、今まで看過されてきたように「合衆+國」という語構成なのではなく「合+衆國」という形をとっていたことを示すものである。この文章には署名こそないものの、望廈条約の通訳の言というからにはブリッジマンかパーカーの文章に違いない。以前にアメリカに関する文章を中国語で発表していたことからしてブリッジマンである可能性が高いであろう。このことから

も、「合衆國」はその誕生の時点においてすでに United States つまり連邦を意味する語であったことがわかる。

さらに注目すべきは、訳者の不満は nation と state に同じ「國」なる漢字を与えてしまったがためにこの二語を訳し分けられないことにあるのであって、共和制の訳語についての言及がないという点である。

つまり、これまで「合衆國」を「合衆+國」という構成であると考えていたゆえに、United States と「合衆」との対応について疑念が抱かれていたわけである。さらには『地球説略』のように「合衆」のみを the United States の訳語として用いたり、齋藤1971に引く藤田九二『聯邦商律』(1873)のように「合衆諸國」と用いたりしたため、「合衆+國」という解釈がさらに加速されたのであろう。見方を変えればこの時期にはすでに「合衆+國」と捉えられ始めていたことが読みとれる⁽⁸⁾。

しかし、「合+衆國」から「合衆+國」と語構成の解釈が変化し、「合衆」という文字列が独立して用いられるようになっても「合衆國」は United States を意味しつづけることになったのである。

5) 中国文献における「合衆國」

5-1) アメリカを示す「合衆國」

ここでは『美理哥合省國志略』を除く他の中国語文献における例を検討したい。もっとも早いアメリカ合衆国の紹介はおそらく謝清高口述、楊炳南筆録『海録』(1821)であろうが、ここにはアメリカを「咩哩堅」と記すのみで the United States に相当する訳語は見えない。

次いで『東西洋考毎月統記伝』1833-1838(中断あり)であるが、ここには複数の訳語が存在する。以後、19世紀中葉までの主要な文献における the United States としての「合衆」とその変種を挙げれば以下のごとくである。

『東西洋考毎月統記伝』1838：兼撰列邦、列省合國、兼合列邦、兼走列邦、合郡、合邦、兼合國、綏郡、兼合邦

『海國圖志』1842：育奈士迭、兼撰邦國、兼撰列邦、連邦國、總理部落、合省國

『望廈條約』1844：合衆國

『英華韻府歷階』1844：Republic 合省國

『海國四説』1846：合衆國(「耶蘇教難入中國説」、合省國(「合省國説」)

An English and Chinese Dictionary 1847-48：United States 系維邦國

『新釋地理備考』1847：合衆國

『瀛環志略』1848：合衆國、(割り注で兼撰邦國、連邦國、育奈士迭も載せる)

『地球図説』1856：合衆

『大美聯邦志略』1861：聯邦

『英華字典』1866-69：United States 合國、合衆國

『英華萃林韻府』1872：United States of America 合衆國、系維邦國

以上のように、中国では「合衆國」の語が受け継がれていることが分かる。ただし、「合衆國」を創造したであろうブリッジマンが『大美聯邦志略』において「合衆國」ではなく「聯邦」という訳語を用いているのは、ブリッジマンも含めて当時の西洋人が「合衆國」という訳語に必ずしも満足していなかったためであろう。というのは、Chinese Repository に以下のような記述があるからである。

We wish the translator would, at his convenience, give us the proper characters for the “United States of America”, which will oblige us very much

(“Chinese Repository”, 1845 Jan. ART. VIII p.55)

我々は翻訳者に、彼の都合の良い時でよいので、United States of America に対する適切な訳語を示してくれるよう望む。その訳語は我々に非常に大きな貢献をするだろう。

しかし結局のところ、この文章の発表後ただちに「適切な訳語」が示されることはなかった。ブリッジマンの回答としてはおそらくそれは「聯邦」であったのであろうが、そのころすでに「合衆國」という語は中国のみならず日本においても用いられる訳語になっていたのである⁽⁹⁾。

5-2) アメリカ以外の「合衆國」

これまではアメリカに関して「合衆國」が用いられ、それが連邦制を意味することを論証してきたが、アメリカ以外の国であっても連邦制をとる国家に対して「合衆」の語が用いられている文献を挙げ、「合衆國」が連邦を意味することの傍証としたい。

アレン (Y. J. Allen、林樂知)・鄭昌棧訳『列國歳計政要』(1875) ではドイツやスイスに対しても「合衆國」を用いている。また、ティモシー・リチャード (T. Richard、李提摩太)・蔡爾康訳『泰西新史攬要』(1896) では以下のような記述がある。

此三十七國者合共有民人三十兆丁口、養兵三十萬名。在各大國之意、以爲日耳曼合衆國之局勢既定、已不失字小之仁矣 (第十六卷第二節)

これは1815年に結成されたドイツ連邦（Deutscher Bund）に関する記事である。また、

英相帕茂登曰「改意大利爲合衆國、非意人之所願。事必不行。既使勉強行之、亦終難於持久」
（第十八卷第八節）

とある。これはフランス皇帝ナポレオン三世がイタリアについて連邦制が望ましいと発言したことをうけ、イギリス首相パーマストンが反対した一節である。

以上により、遅くとも19世紀中葉の中国において「合衆（國）」は（the）United States（Nations）の訳語として認識されていたことがわかる。つまりアメリカのみならず連邦制をとる国家に対して用いることのできる訳語となっていたのである。

6) おわりに

以上、「合衆（國）」の語誌を検討した結果、「合衆（國）」とは the United States の訳語に他ならず、共和政治に関する要素は翻訳の際に考慮されていないことが確認できた。この訳語はおそらくは先行する訳語であった「合省（國）」の改良形として望廈条約締結前にブリッジマン周辺で創造され、以後の公文書に用いられて定着したと考えられるのである。「合衆國」前後に「合省國」「聯邦」のヴァリエントがあることからして、またブリッジマン自身がアメリカ人であったことからしても the United States の適切な訳語の創造に苦心したことがうかがえる。

彼が『美理哥合省國志略』を執筆する際に中国人の協力を得たことは本人も認めている。その協力者、広東端溪の人梁植の経歴について詳しいことはまだ分かっていないが、『美理哥合省國志略』出版から20数年を経た『聯邦志略』改訂の際にも生存していたことがその序文からわかる。なお、改訂版たる『聯邦志略』には管嗣復⁽¹⁰⁾が協力していたことが『王韜日記』咸豊9年（1859）4月15日の記述からうかがえる。こうした協力者の交替が、あるいは『美理哥合省國志略』から『聯邦志略』に向かう一連の改訂において「合衆國」から「聯邦」へという訳語の変化をもたらしたのかもしれない。

先述したように、ブリッジマンたちは「合衆國」という訳語に必ずしも満足していなかった。しかし、公文書に用いられたこと、アメリカ自身が以後の公文書で「合衆國」と名乗りだしたこと⁽¹¹⁾もあって、「合衆國」は the United States の訳語として定着し、中国のみならず日本でも用いられるようになったのである。

しかし、「合衆國」の語構成は次第に当初とは異なった解釈を受けるようになる。日本では早くから「合衆」＝連邦制という本来の意味が忘れられ、共和制を意味する語としても用いられていたようである。比較的早期に属する例を挙げれば村上英俊『佛語明要』（1864）における以下の解釈がある。

démocratie 合衆政府

démocratique 合衆政府ノ

中国においても時代は降るがりチャード (T. Richard、李提摩太) の「三十一國志要」(1895頃) において下のように叙述されている。

西曆一千七百七十六年（當我乾隆四十一年）北美洲十余省之民同時起事。且傳檄四方謂。吾儕立意自成一國。不甘受人箝制。應名我新國為合衆國。言合衆人之力成此國也。一切政事皆由民主。

ここから、共和制から連邦制へと意味が変化あるいは拡大したのではなく、まさにその反対の過程—連邦制から共和制へ—をたどったという訳語史が描けるであろう。訳語創造から意味の変動に至る過程も、東西および日中言語文化接触の重要な一環として捉えられよう。中国および日本における「合衆（國）」の意味変動過程の究明については別稿に譲りたい。

参考文献

- Doolittle, J. 1872 『英華萃林韻府』
 Lobsceid, W. 1866-69 『英華字典』
 Medhurst, W. H. 1842 “Chinese and English Dictionary” 2vols. Batavia
 1847-48 “An English and Chinese Dictionary”
 Morrison, R. 1817-19 “A Dictionary of the Chinese Language”
 Repository 1942 “The Chinese Repository” 東京：丸善
 Williams, S. W. 1844 『英華韻府歷階』
 Wylie, A. 1867 “Memorials of Protestant Missionaries to the Chinese” Shanghai: American Presbyterian Mission Press
 齋藤毅1971「合衆国はなぜ合州国と書かないのか」『参考書誌研究』2 pp.1-13
 千葉謙悟2003「中国語における外国固有名詞表記の固定と変化」『或問』5 pp.1-12
 東京帝国大学文科大学史料編纂掛編纂1910『大日本古文書 幕末外国関係文書之一』東京帝国大学
 本田勝一1970『アメリカ合州国』東京：朝日新聞社
 (美) 裨治文1861『大美聯邦志略』上海：墨海書館
 (美) 高理文1838『美理哥合省國志略』新嘉坡：堅夏書院
 顧長声1985『從馬禮遜到司徒雷登 一來華新教傳教士評伝』上海人民出版社
 郭双林2000『西潮激蕩下的晚清地理学』北京大学出版社
 黃時鑒整理1996『東西洋考每月統記伝』北京：中華書局
 (英) 李提摩太(清) 蔡爾康訳1896『泰西新史攬要』上海：広学会
 (清) 梁廷枏1993『海国四説』北京：中華書局
 (清) 林則徐「四洲志」『小方壺齋輿地叢鈔』

- 林聖誼・宋德華1996『嶺南近代対外文化交流史』広州：広東人民出版社
 (葡) 瑪吉士 (Marques)「新釈地理備考」『海山仙館叢書』
 王家儉1969「十九世紀西方史地知識の紹介及其影響」『大陸雜誌』38-6, pp.14-24
 王立新1997『美国伝教士与晚清中国現代化』天津人民出版社
 (美) 禔理哲1856『地球説略』寧波：華花聖經書房
 文慶等纂1970『籌辦夷務始末 道光朝』台北：文海出版社
 (清) 謝清高口述・楊炳南筆録、安京校釋2002『海録校釋』北京：商務印書館
 中国第一歴史檔案館・福建師範大学歴史系合編1996『清末教案』1-5冊 北京：中華書局
 鄒振環2000『晚清西方地理学在中国』上海古籍出版社

(付記：『美理哥合省國志略』ハーバード燕京図書館蔵本については関西大学の内田慶市教授より複印の提供を頂いた。日本側資料については早稲田大学大学院・藤野裕子氏の示教を得た。ここに記して感謝したい)

注

- (1) 現在の中国では一般的に「美国」を用いる。19世紀には星条旗から名付けられた「花旗」という呼称も存在した。ここでは「合衆國」とそれに関連する表記のみを取り上げる。「美国」「米国」などといったいわゆる音訳に基づく表記の変遷については千葉2003参照。
- (2) 齋藤1971:2で指摘されている「合衆」を載せた最も早い文献は『海国図志』60巻本(1842)とするが、60巻本の出版は1847年である。
- (3) 齋藤1971:9では「共和」と較べて「合衆の方は、主権在民とかデモクラシーの感じが強い」という
- (4) 東京帝国大学1910:8-9
- (5) 劉聖誼・宋德華1996:99-100では『美理哥合省國志略』に「合衆」の初出があるとするが、ハーバード燕京図書館本を用いて検索しても見出せなかった。
- (6) 「福士」はアメリカの駐広州領事フォープスを指すが、本来は口偏がある。ここでは印刷の都合上省く。
- (7) 公文書における欧米国名表記の変化については千葉2003参照。
- (8) 「合」ではじまる三字語の名詞において確実に「合+〇〇」という語構成を持つ語を『漢語大詞典』『大漢和辞典』で検索したところ、「合元音」のような近代以降の語を除いて見受けられなかった。また、『管子』「權修篇」における「察能授官、班祿賜予、使民之機也。野與市爭民(尹知章注：民務本業、則野與市爭民)、家與府爭貨(下務藏積、則家與府爭貨)、金與粟爭貴(所實惟穀。故金與粟爭貴)、鄉與朝爭治。(官各務其職。故鄉與朝爭治)故野不積草、農事先也。府不積貨、藏於民也。市不成肆、家用足也。朝不合衆、鄉分治也。故野不積草、府不積貨、市不成肆、朝不合衆、治之至也」といったような古典中の用例も、「合衆+國」という解釈を助長したであろう。
- (9) しかし「聯邦(連邦)」という語は「合衆」によって駆逐されることなく日中両国において現在まで存在している。この訳語の語誌も今後検討したい。
- (10) 管嗣復(?-1860)は清代の文人管同の子であり、ホブソン(B. Hobson、合信)に協力して『西医略論』『内科新説』を訳している。また、『聯邦志略』には梁植と宋小宋の序文があり、彼らが改訂に参加したかのように書かれているが、ブリッジマン自身の序文には二人の改訂への協力については触れられていない。この事件については鄒振環2000:83-84に詳しい
- (11) 『清末教案』では1860年代からアメリカ公使の照会文書が現れ、「大亞美利駕合衆國」と自称する。本文で述べたように日本に対しても自国の称として用いている。